

地方自治法の一部を改正する法律 の施行期日を定める政令の概要

1 政令の概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行期日を平成20年9月1日とするもの。

2 参照条文

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

政令第二百五十三号

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年九月一日とする。